

## 令和3年度 佐倉市戸建賃貸住宅家賃補助事業

若者世帯の定住化人口の維持増加の促進並びに健全なコミュニティの維持及び発展と空き家の抑制及び中古住宅の利用促進を図るため戸建ての住宅を新たに賃貸契約した若者世帯・子育て世帯の家賃について補助します。

補助対象者	(1) 新たに戸建て住宅を賃貸契約した方 <b>※契約更新は対象外です</b> (申請時において契約から1年以内) (2) 2003年(平成15年)4月2日以降に生まれた子どもを育てている世帯、または令和3年4月1日時点において夫婦どちらかが40歳未満の世帯
補助対象住宅	(1) 戸建ての住宅であること (2) 建築基準法第3章の規定に抵触していない住宅であること (3) 親族(申請する方の3親等内の血族及び姻族並びに配偶者)の所有する住宅ではないこと
対象となる費用	(1) 家賃(令和3年4月～令和4年3月分の家賃) ※共益費、管理費、駐車場使用料等は対象外
補助金額	毎月の家賃の3分の1以内(上限額 2万円)×24か月(最長) ※毎年度補助申請が必要となります。 ※補助金は対象年度分を令和4年5月頃にまとめて支払います。
申請に必要なもの	(1) 補助金交付申請書 (2) 建物の賃貸借契約書の写し (3) 世帯全員の住民票(続柄記載) ※取得後3か月以内のもの (4) 過年度市税滞納のない証明書 ※取得後3か月以内のもの (同居する家族全員分で学生を除く。令和3年1月1日に佐倉市に住民票が無い場合、提出不要。) ※委任を受けた方が申請する場合は委任状 (同居の親族が申請来庁される場合は、委任状不要。)
交付できない方	(1) 補助対象経費が他の公的制度の助成等の対象となる方 (2) 市税を滞納している方(世帯員も含む) (3) 過去に戸建賃貸住宅家賃補助を受けた方(世帯員も含む) (4) 家賃の滞納がある方
募集期間	令和3年4月21日～令和4年3月15日 ※先着順に受付を行い、20件に達した場合、受付終了となります。

〔お問い合わせ：住宅課 住生活推進班 ☎ 043-484-6168〕